市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日置市	上市来地区	令和4年2月10日	平成25年2月9日

(鉾之原・立和名・荻・北山・上床集落)

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	66.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	30.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける音向のある耕作面積の合計	

|④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計

(備考) 後継者の未定・不明については、面積狭小・日照不足等、条件不利地のため、経営体が引き受けにくい 状況にあるが、中心経営体である養母営農生産組合を核に農地の集積を図り耕作放棄地の発生がないよう図り たい。

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当該地区で経営する認定農業者は、別記のとおり12名の認定農業者のみであるが、<mark>農業競争力強化農地整備</mark> 事業の農用地利用集積促進土地改良整備計画に基づき、地域の合意の下で作成し、実質化された人・農地プラ ンの「同種取決め」とみなされたい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田については、地元から選出された中心経営体に準じた農業者を中心に担い手に集積してきた。今後も主に中心経営体に準じた農業者に農地の集積を図りたい。

畑地については、主に露地野菜・茶・飼料の栽培が盛んである。高齢化等で耕作できない農地が発生した場合は、中心経営体に集積していきたい。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成すること を想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

(参考)	<u> 中心経済体 </u>					
属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		いちご、水稲	2.2 ha	いちご、水稲	2.2 ha	
認農		果樹、水稲	1.3 ha	果樹、水稲	1.3 ha	
認農		果樹、水稲	0.8 ha	果樹、水稲	0.8 ha	
認農認農		生産牛、飼料	8.0 ha	生産牛、飼料	10.0 ha	
認農		生産牛、飼料	15.0 ha	生産牛、飼料	15.0 ha	
認農法		野菜、水稲	10.0 ha	野菜、水稲	12.0 ha	上市来、養母、伊作田
認農法		茶	46.0 ha	茶	50.0 ha	伊作田川原、上野、梅木、上市来
認農法		<u>茶</u> 茶		茶	20.0 ha	伊作田、梅木、上市来
認農法			9.7 ha	茶	15.0 ha	下神殿、梅木、上市来
認農法		大豆、そば		大豆、そば	50.0 ha	田代、梅木
認農		甘しょ、水稲	6.8 ha	甘しょ、水稲	8.0 ha	養母
認農		野菜、水稲	1.9 ha	野菜、水稲	3.5 ha	
		野菜、水稲	1.3 ha	野菜、水稲	1.3 ha	
		野菜、水稲	1.5 ha	野菜、水稲	1.5 ha	
		水稲	1.9 ha	水稲	2.0 ha	
		畜産、水稲	1.0 ha	畜産、水稲	2.0 ha	
		水稲	2.5 ha	水稲	2.5 ha	
		水稲	1.5 ha	水稲	2.0 ha	
		水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	
		野菜、水稲	2.3 ha	野菜、水稲	2.5 ha	
		水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	
		野菜、水稲	1.0 ha	野菜、水稲	1.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	22戸		176.3 ha		205.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認 就」、

法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

地元での話し合い活動が進んでおり、耕作できなくなった農地は上記の中心経営体が引き受けて耕作している。貸付け等の意向が確認された農地は、15,623㎡のみとなっている。今後も、中心経営体を中心に担い手に集積していく。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、積極的に農地を機構に貸し付けていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害 発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。